

いのちと健康

ニュース NO. 54

1993年12月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL. FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中原 東四郎

〔過労死を考える家族の会〕

労働省に労災認定基準改正を要求

11/19 要請署名30,000名提出

全国過労死を考える家族の会は11/19、過労死の労災認定基準の改正、働きすぎ社会をなくそうと宣伝、労働省交渉を行ないました。

午前中、経団連、労働保険審査会、各政党・議員に要請し、正午から労働省交渉には入りました。

政府への要求は、①働きすぎが原因の死亡を労災ときちんと法律で定め、補償のための認定基準を実態に合せて改正すること。②労働基準監督署など行政側が労災の判定の根拠にする記録、証拠を遺族らに開示すること。③長時間労働をなくすためサービス残業の摘発の強化など労働基準法を改正することなどです。

労働省側は、これまでの消極的姿勢を変えず、家族らの批判をあびました。

懇請した労働大臣との会見も「連立政権の課題にない」と断われ、家族から「冷たい」との声があがりました。

~~~~~

「名古屋家族の会」からは、渡辺（光）さん、松井さんらが参加し、署名8,000名分を提出しました。

（11/20「赤旗」報道から抜粋）

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

### 『松井靖夫さん労災認定を求める署名』

11/19署名12,480名労働保険審査会へ

故・松井靖夫さんは、1987年10月14日午後5時10分すぎ、東海銀行ローン業務センターで顧客と電話で応対中に倒れ、急性心不全で約1時間後に死亡されました。

故・靖夫さんは、1969年に心臓弁膜症の手術をし（大動脈弁を人工弁に置き換える手術）、東海銀行診療所からは時間外勤務は禁じられていたが、繁忙期に当たり終業時間後まで電話連絡に追われていました。

遺族・松井昭子さんは、労災死亡と認定しなかった名古屋北労働基準監督署および、愛知労働者災害補償保険審査官の決定を不服として、労災保険審査会（中央）に再審査を請求しているものです。

今回、11/19の「全国家族の会」中央行動のなかで、銀産労愛知県支部（山田委員長）の仲間たちの支援で労災保険審査会へ労災認定を求める要請を行ないました。

~~~~~

中央行動に支援協力した愛労連、各労働組合に対する御礼の手紙が「健康センター」にきています。（事務局）

[名古屋過労死を考える家族の会]

第6回総会が開催される

11/27 名古屋南部法律事務所

「名古屋過労死を考える家族の会」(会員35名)は、11/27 午後 1時30分から、第6回総会を名古屋南部法律事務所で開催しました。

柏木世話人から、「ここまで頑張ってきたのも水野先生はじめ支援の皆さんのおかげです。これからも頑張ります。」と開会の挨拶がされました。

次いで、松井世話人から活動・会計報告、渡辺光子世話人からは、11・19 全国統一行動として労働省交渉・要請行動の報告、「全国総会」の報告がされました。

認定基準改正を求める全国署名は、30,000名分(愛知は 8,000名分)を提出しました。

また、故・松井さんの労災認定を求める署名は、12,480名分を提出しましたと報告、愛労連、各労働組合、健康センターなどの協力に御礼の表明がされました。

このあと、支援団体の愛労連永井幹事、健康センター中原代表理事・佐々木理事からそれぞれ激励の挨拶がなされ、会員相互の報告などこれからの決意が確認されました。

最後に世話人の選出がされ総会は終了しました。(事務局)

[名古屋過労死を考える家族の会]

裁判日程

~~~~~

傍聴で支援をお願いします。

名古屋地裁法廷 (1101号法廷)

※ 日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。(TEL 052-203-1611)

11/29 (月) pm 1:10 ~新井さん

12/3(金) am10:00 ~鈴木(美)さん

12/6(月) pm 1:10 ~松井さん

pm 1:10 ~渡辺(光)さん

12/8(木) pm 1:10 ~植松さん

1994年

1/20(木) am10:00 ~森下さん

(証人・岐阜地裁)

1/21(金) am10:00 ~北口さん

1/28(金) pm 1:10 ~永須さん

(証人)

1/31(月) pm1:10 ~植松さん

2/9 (水) pm1:00 ~渡辺(巨)さん

(判決)

pm3:00 ~柏木さん

(証人)

2/18(金) pm1:30 ~鈴木(俊)さん



主催：愛知健康センター

## 第3回労働安全衛生活動学習交流集会

11/28、13組合 2団体 25 名参加

職場での労働安全衛生活動を交流する「第3回労働安全衛生活動学習交流会」が、11/28 市女性会館で開催され、13組合、2団体 25 名が参加しました。

交流集会は、午前中に名高教、名勤生協労組、豊橋市職労、名水労の4組合からそれぞれ労働安全衛生委員会活動の具体的な取組みがそれぞれ30分間報告がされました。

名高教では、労働安全衛生対策委員会で方針を決め、全分会の校内安全衛生委員会に組合側委員から提案し、活動を主導している。

今年のとりのくみとして、①休養室の設置 ②労働安全衛生ハンドブックの発行 ③大腸がん検診の導入（40才45才50才）を決めています。

名勤生協労組では、労働安全衛生委員会ができてからは、組合側から積極的に提案し設備改善、作業改善、職場の整理整頓の推進など成果をあげた。

豊橋市職労では、労働安全衛生学校を開催したり、労災・職業病集会など取り組み委員会活動の内容の改善を行なっています。

職場環境整備の予算を要求して改善させたり、健康管理の施設を設置させてきています。

また、新入職員に対する研修や職場の作業マニュアル確立、全職場に推進員の配置、公費による各資格取得など多くの改善を実現してきました。 ↗

✓名水労では、毎月定例の中央安全衛生委員会の開催、隔月の中央パトロールの実施、産業医による中央衛生パトロールまた、安全管理士による安全パトロールなど徹底して安全管理・健康衛生管理を行なっています。

組合側委員は、各部の三役体制を確立して委員会对策を常に協議しています。

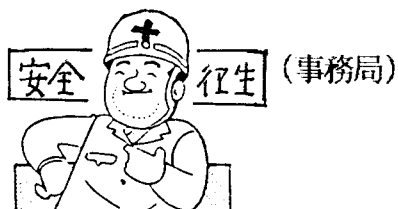
職場での安全衛生活動は、安全対策の手抜きを厳しく指摘したり、作業実態にあった作業方法や、器具を要求しています。

また、リーダー会議や、事故検討会で事故再発防止のための手立てを検討したりしています。

安全衛生職場集会、安全衛生ニュースポスター、グループミーティング、安全研修、健康保持のストレッチ体操など、全員が参加する安全衛生活動を行なっています。

午後からは活動交流をおこない、愛高教、JMIU川本労組、検数労連、住友軽金健康と家庭を守る会、王子製紙労組、全動労、郵産労、全印総連関西共同労組医労連、国公労連から発言があり、職場の実態が報告されました。

最後に、中原代表理事より、労働者の安全と健康保持を推進するには、①職場での作業管理 ②職場の設備環境管理 ③職場での健康管理 の三本柱をすえて労働安全衛生活動をすすめることが必要であることを強調して交流集会を終わりました。



第1回いのちと健康を守る学習交流集会

## 『労働者の実態と健康状態』講演

民医連労働者健康問題委員長広瀬俊雄氏  
(NO. 53からのつづき)

次ぎは、過労死についてですが三年程前に東北の過労死対策委員会に1日76件相談がきたときの分析ですが、40代がトップで次ぎが50代となっています。

20代から30代のときの苦労が破綻となって表われるということで、止め得ないというものです。

健康問題は過去の蓄積があるということを考えないとなかなか取り組みにくいものです。

脳出血、脳梗塞、くも膜下出血が多くなっています。そして管理職が多い。体に階級性はないのです。

57%が14時間以上働いていて、65%が高血圧をもっていたとの結果をみると、日常の健康管理も追及していかなければなりません。

働き盛りの人が循環器系の病気で死んでいて、これらの70%近くは病気を持っていたことがわかっています。

労働者の健康を守るうえでも、通院保障の確立などの病院にかかりやすくするということも労働組合の運動にとりいれていかなければならないと思います。

産業衛生学会中小企業研究会が今年の9月から11月の3ヵ月間、宮城県内で売られた求人情報誌で夜8時から、翌朝7時までの求人は760社。このうち深夜0時以降もほしいといった会社は46%もありました。女性だけ来てほしいといったところが25%あり、十分注意しなければなりません。 /

✓37才の女性がお総菜づくりの会社で午前3時から7時まで働いていたが、高血圧なので仮眠を入れさせると高いピークがなくなり、高血圧の治療のため通院したら、完治には至らないが改善されました。

生活にはリズムがあり健康状態は労働と生活を一体のものとしてみていかなければなりません。

~~~~~  
運動をつくる上で重要なこと

~~~~~  
安全衛生委員会活動で職場の実態を実際に見て不備な環境は直していくことも重要です。

また、調査活動はなにを目的にしてやるのか、明らかにして進めるべきです。

今年、労働省が産業保健センターをはじめています。

中小企業労働者を対象にするといっています。しかし、医師主導型にしようとしているので、私たちは、いろいろな団体も入れて、継続的な事業にするように要求しています。

そういう基本的情勢の認識はとても大事です。

運動を作っていく上で重要なことは、国民の要望(ニーズ)がいくらあったとしても、それを支える労働者の健康がいかに犠牲となっているか宣伝していくことが緊急に必要だということ。

また、基本的情報を入手し、的確な行動をすること。個別の被害者の相談にかけつけることなど労働者にわかりやすい職場の改善運動をすることです。

(11/1付「全労連」新聞より転載)